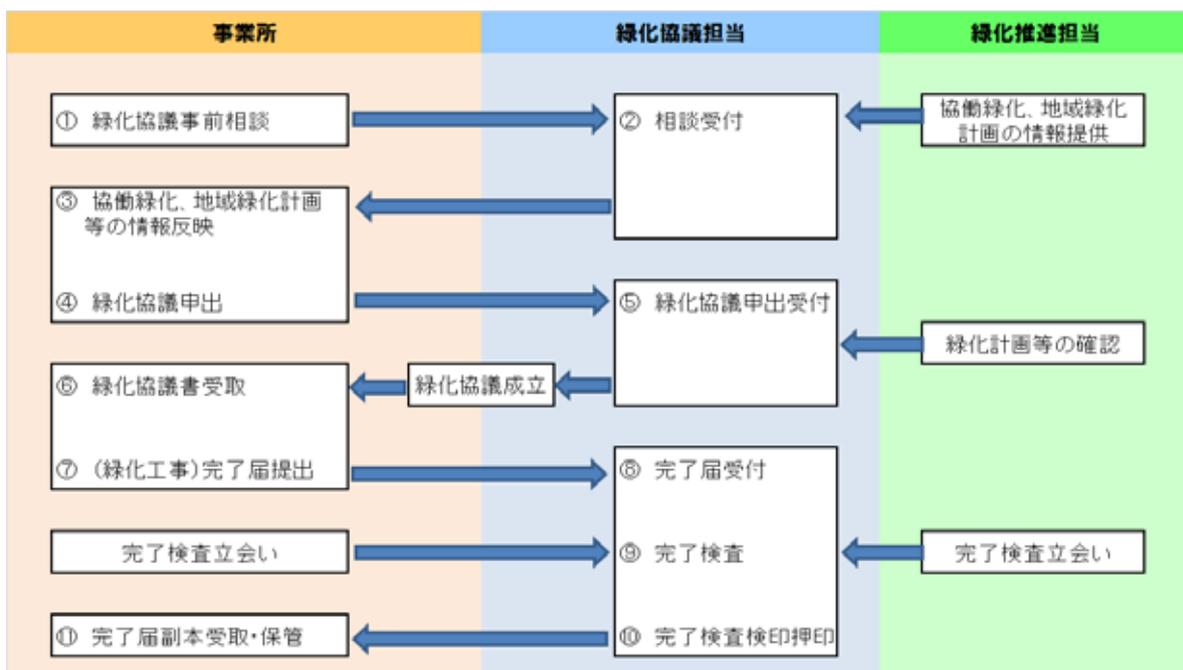


3 横浜京浜臨海部における横浜市の取組と支援事業など

(1) 本書に係る法・条例・事業

「京浜の森づくり」では、法・条例に基づく個別の事業所による緑化に対し、横浜市等による公共の緑化が力を合わせてよりよい地域づくりを目指す施策を進めています。

法・条例	工場立地法 緑の環境をつくり育てる条例（緑化協議）
緑地拡充を支援し地域づくりを目指す施策	京浜の森づくり協働緑化支援事業 事業所の皆さまが環境行動の視点から行う緑地の拡充・活用等を、横浜市との協働による緑化活動として支援します。 ・京浜の森づくり協働緑化支援事業による助成金の交付等（覚書の締結、助成金の交付、ロゴマークの使用） ・京浜の森づくり協働緑化支援事業による技術的支援（個別事業所のニーズへの情報提供等） 地域緑のまちづくり事業（生麦新子安地区、未広地区） （地域緑化計画に基づく緑化・維持管理の実施、緑化技術講習会の開催等）
その他の関連施策	屋上緑化等助成事業 基準以上の緑化に対する固定資産税等の軽減措置 ハマロード・サポーター事業 等



横浜京浜臨海部の緑化協議の基本的な手続の流れ

(2) 京浜の森づくり協働緑化支援事業

事業所の皆さまが環境行動の視点から行う緑地の整備等を、横浜市との協働による緑化活動として支援するものです。協働を希望される事業所と横浜市が協議し、協働緑化事業の内容、その他必要な事項について覚書を締結します。

参加いただいた事業所に対して、横浜市は次のような支援を行います。

- ・事業所が行う協働緑化事業に対して、助成金の交付や情報提供・助言、緑化ボランティア団体等のあっせん等の技術的支援を行います。
- ・京浜の森ロゴマークを使用することで、企業が発行する環境報告書などに、京浜の森づくり事業への参加を、市民・消費者等にわかりやすくアピールできます。
- ・京浜の森づくりの協働緑化を、企業の環境行動として、横浜市のホームページ等で広報します。

「京浜の森」づくり、ロゴマークの表現するもの

★3人いるヒトは、企業・市民・役所を意味します。その3者が協働し、緑化を推進し、ゆくゆくこれらの行動は、自然―「森の力」と混ざり合って成長し、どんどん元気になっていく…ということを表現しています。

★全体のメインキャラクターの赤トンボ。この赤トンボは、このロゴマークの主人公であり、この絵を見ている人自身の視点、という意味づけもあります。

★うづ巻きは、協働して、現在から未来へ続いてゆくという時間の経過を意味しています。

アカネちゃん

※メインキャラクター：赤トンボの名前

★京浜の森の水辺には、アキアカネ・ナツアカネ・マイコアカネなどの様々な赤トンボが生息しています。このキャラクターの名前は、赤トンボの和名につく「○○アカネ」を用いて「アカネちゃん」とします。アカネちゃんは女の子です。明るくて元気いっぱいの子トンボです。



「京浜の森」ロゴマーク



市民参加による事業所緑地の植替えや生物相調査

京浜の森づくり協働緑化支援事業第1号
企業公開緑地「海芝公園」

本公園は、横浜市と民間企業が協働して整備された緑地です。市民参加による植替えや生物相調査が行われ、緑化活動が盛んに行われています。



1. 名称
2. 所在地
3. 面積
4. 整備内容
5. 利用状況
6. 問い合わせ先

市HPにおける広報

1) 京浜の森づくり協働緑化支援事業による助成金の交付等

協働緑化事業のうち、緑地の市民公開や地域の景観向上、エコアップ（自然環境の回復・改善・創出）などの公益性が認められる緑地の整備に対しては、助成金の交付を受けることができます。

助成の交付は、事業所からの申請により現地調査、取組内容の確認を行い、協働緑化事業に関する理念・方針を合わせて審査します。

協働緑化助成の概要

目的	京浜の森づくり事業に賛同し協働緑化を希望する事業所を支援するため、緑地整備費の一部を助成します。
概要	事業所が行う協働緑化のうち、市民への水際緑地の公開や緑の景観形成、自然環境の再生など、より公益性の高い緑地の拡充、活用に対して、助成を行い、地区の緑の環境創造を図ります。
助成内容	対象工事等について、費用の1/3以内（沿道緑化整備は9千円/m以内）で助成します。ただし、1事業あたり200万円を上限とします。
対象者	横浜京浜臨海部・区域内に立地（立地予定者を含む。）し、緑の環境をつくり育てる条例に基づく「緑化協議書」及び「京浜の森づくり事業協働緑化事業に関する覚書」を市長と締結した事業所
対象工事等	次の工事等で、緑地整備面積100m ² 以上（沿道緑化整備は延長50m以上）のもの ①公開緑地整備 市民に公開される水際等の緑地の整備を行う場合 公開に必要な施設設置工事費、安全対策整備工事費 （転落防止柵、フェンス、水難救助設備、照明灯等） ②沿道緑化整備 公道に面した部分のコンクリート塀等を緑地に転換する場合 コンクリート塀等の撤去工事費、植栽工事 （解体撤去、客土、植栽等） ③エコアップ（自然環境の回復・改善・創出）整備 生物多様性の保全や環境学習のための緑地整備を行う場合 既存緑地のエコアップ工事、トンボ池造成及び植栽工事 （造成、客土、植栽、サイン設置等） ④協働緑地整備 事業所からの提案により、協働緑化事業にふさわしいと認められる緑地整備を行う場合 （協働緑地整備費） （材料費、その他協働緑化に必要と認められるもの）
交付決定	助成は、事業所の申請内容及び助成金交付の適格性について、助成審査会の審査により決定します。
管理義務	助成により整備した緑地については、事業所の良好な管理と最低5年間の財産保全を義務づけます。

（平成25年3月末現在）

2) 京浜の森づくり協働緑化支援事業による技術的支援等

個別事業所のニーズに応じた情報提供や、公共・民間を合わせた地域の緑化に関連する動向・情報の共有と連絡調整を行っています。

平成24年度までの実績として、次のような支援の例があります。

(末尾の事例集に掲載している実績の番号を付記しています。)

緑化計画の立案に先立つアドバイス提供	<ul style="list-style-type: none"> 沿道の緑地、公開される緑地など、公共性の高い緑地の整備に先立ち、よりよい地域環境形成の観点から、緑化計画における配慮点を、事業所とともに現地で検討し、提案を行いました。【本書「6 京浜の森づくり事業 協働緑化事例集」 等】
植物等の資材の提供	<ul style="list-style-type: none"> 敷地の再編に当たって計画した「トンボ池」に、近隣の溜池等から粘土や水草を採取し提供しました。その後、土や草に付着していたと思われるメダカ等の水生生物が池内に多く見られるようになりました。【事例集 等】 既存の修景池の一部を利用した「エコアップ整備(自然環境の回復・改善・創出)」を行った際、近隣の溜池等から多様な水草を採取し植え付けました。【事例集】
地域イベントの一環としての緑化実施の仲介 緑化作業への地域住民の参加の仲介	<ul style="list-style-type: none"> 事業所の緑地整備が区政80周年の年に行われることとなり、事業所の敷地内に区の木の記念植樹を小学生などの市民参加で行いました。【事例集】 生育不良だった沿道のツツジ等を花苗に植え替える際、市の仲介により、近隣で活動している公園愛護会の会員などの市民が作業を担当しました。【事例集】
緑化後の生育不良に対するアドバイス提供	<ul style="list-style-type: none"> 新規植栽後に生育が不良であった緑地について、現地確認を行い、土壌改良等のアドバイスを行いました。
簡単な維持管理技術を社内で実施するための技術講習等の開催	<ul style="list-style-type: none"> 横浜市職員等の技術者などが講師となって、低い枝の剪定や草刈り、竹垣づくりなど、緑地の維持管理に関する社員の技術力向上と、地域の自然環境に関する理解の向上を目指した講習会などを実施しました。
地域住民による緑地の維持管理作業実施の仲介	<ul style="list-style-type: none"> 公開されている事業所緑地の維持管理を行うボランティア活動の立ち上げを目指して、横浜市が近隣で活動している市民団体等への声かけを行ったほか、立ち上げ期の事務局活動に対するアドバイス等を行いました。【事例集】 市の仲介により、市内の里山管理の経験豊富な市民の手で、長年放置されてきた事業所の植樹帯の手入れが行われました。
動植物の専門家等の紹介など	<ul style="list-style-type: none"> 環境アセスメントで生育が確認された海鳥の繁殖地を敷地内に再整備するため、市が仲介して、(財)日本野鳥の会の専門家の指導を仰ぎました。【事例集】 事業所内にビオトープを創出した成果を確認するため、市・区・市民団体・地域住民・専門家と、横浜京浜臨海部の10か所程度の事業所・公園が協働して、一斉にトンボ調査を行い、種数の確認、ビオトープ間のトンボの移動状況の把握を行いました。調査を通じて、地域住民と事業所従業員との交流が進み、調査参加者の事業所・企業に対する愛着が増したことが、後のアンケート調査で明らかになりました。【事例集 等】